

# 消防の動き



平成15年  
9月号

No.390

関東大震災80年を経たの教訓

消防・救急に関する世論調査

救急救命士既資格者に対する気管挿管講習の実施

韓国大邱<sup>テグ</sup>市における地下鉄火災現地調査

消 防 庁

# MIMMSにみる 英国の災害医療対応

## うきぼりにされる本邦の災害医療対応の問題点



杏林大学医学部救急医学教授 島崎 修次

米国の同時多発テロ以来、我が国でも大規模災害に対応する訓練や研修がさかんに行われているが、先日、英国の災害時の医療支援に関するセミナーに参加する機会を得たので、その内容をもとに、医療者の目から見た英国の災害医療対応を紹介する。

参加したセミナーは、英国の災害教育プログラムでMIMMS(Major Incident Medical Management and Support 災害時医療支援システム)と呼ばれるものである。これは、災害時の医療に関わる警察、消防、救急、医療機関、ボランティア、行政などの各部門の役割と責任、組織体系、連携の仕方、対処法、装備などをまとめて講義・訓練する、少人数向けの教育システムで、災害医療分野での国際的な基準の一つとなっている。

さて、実際にMIMMSを受講して、最も強く受けた印象の一つに、“災害現場で活動するあらゆる組織に横断的な共通言語”という明確なアピールがある。実際このプログラムは災害医療の教育プログラムでありながら、災害医療や災害の各論的な内容にはほとんど触れられず、いかにしてシステム(インシデント・コマンドシステム)を立ち上げ、関係各機関との連携を構築するかという点に重点が置かれている。このため、例えば、災害現場に最先着隊として着いた場合には、まず何をしなければならないか?ということが、例えばMETHANE(所属と名前、発災場所、規模と種類、アクセスの方法やCSCATTTというニューモニクス(語呂合わせ))を利用して簡単な言語で徹底的に教育される。そしてそれに関連し、関係機関(消防や警察)の階級章の知識さえ必要とされるのである。すなわちここで重要なことは、このインシデント・コマンドシステムは、発災時現場での指揮命令系統システムとも言えるもので、医師、消防と救急隊、警察、自衛隊等、まず最初に現場到着し現場実状を十分に把握したものが、後で到着した他職種に実情説明し、各分野のそれぞれの仕事を依頼するシステムであり、職種間の縦割システム、あるいは上下関係なく壁をとりはらった共通の言語で現場のシステムを動かす事に意味を持つものである。

さらにMIMMSでは、トリアージの重要性と具体的方法、災害現場で安全に行動するために必要な装備、そしてゴールド、シルバー、ブロンズで表される指揮命令系統(コマンド&コントロール)と情報伝達に関する知識と技術訓練が重要視されている。特に指揮命令系統に関しては、災害現場から離れた戦略本部に消防、警察などの各緊急部門の長や地域行政機構の首長などが会合して設置される最上位のゴールド、災害現場全体を広く囲んでいる外側立ち入り禁止警戒線の範囲内に位置する戦略的命階層のシルバー、実際の救助活動の場である災害現場を含んだ内側立ち入り禁止警戒線にある作戦的命階層のブロンズ、の各区域が明確にされており、それぞれの階層での関係各機関の“横の連携”と、各機関内での“縦の連携”が強調されている。

大災害に限らずどのような事故においても、安全かつ迅速、効率的に対応するためには、すべての関連機関の緊密な協力とそのための綿密な計画と訓練が不可欠である。英国では、そのための災害医療の概念、知識、技術の“共通言語”として、救急医療関係のみでなく、緊急部門全体を対象とした災害時のための医療支援教育システムを整備、発達させ、そして実際に機能しているわけである。近年、我が国においては災害医療において人命救助を最優先にした従来の縦割ではない危機管理体制の構築がさげばれて久しいが、まずはこのような共通の言語づくりに端緒をつけ、省庁間の壁のない連携に発展するよう強く望むものである。



# 関東大震災80年を経ての教訓

## 防災課

### 1 GDPの4割以上が失われた関東大震災

東京都千代田区有楽町の宝くじ売り場の近くで、地下鉄銀座線の入り口のすぐ脇に人知れず佇むモニュメントがあります。目を凝らしてみると、「不意の地震に不断の用意」という草書体の題字とともに、槍を持った勇者の銅像です。擦れた刻印を読むと、関東大震災から10年経って、全国から寄付を集めモニュメントを建てたと書いてあります。その後時を経て、今年が関東大震災80周年に当たります。

この地震は、大正12年(1923年)9月1日午前11時58分、相模湾北西部を震源として発生したマグニチュード7.9の巨大地震で、関東地域全域と静岡・山梨両県(1府9県)に甚大な災害をもたらしました。死者・行方不明者は10万人を超え(14万2,000人との推計も)、建物被害は、焼失家屋44.7万戸、全半壊25.4万戸を数え、被害総額は当時のGDPの4割を超える55億円から65億円にのぼったとされます。

関東大震災の死者のうち87%は火災で亡くなったとされています。これは、人口密集地の下町を中心に当時の東京市の約半分を焼き尽くす大火災が発生したことによるものです。地震の発生した9月1日は暦の上で二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期で、ちょうど関東地方は台風の余波で風が強く、そのことが火災を大きく広げた原因でした。さらに発災時刻は昼時で、昼食準備で火をよく使う時刻でした。

また、300年前の1703年には、関東大震災以上にマグニチュードの大きい元禄地震が起きていますが、発災時刻が午前2時頃ということもあり、地震直後の火災は少なく、死者の数は5,000人程度とされています。

このように、災害は、発災当時の条件によって、その被害状況が大きく異なるものであることがよく分かりますが、逆にこのことは防災対策が「減災」に結びつく可能性を示すものでもあります。

関東大震災80周年を契機に、各方面で改めて、来るべき大災害に備える対応が行われています。

政府では、日本の人口が集中している首都の防災対策は国全体として戦略的に対応する必要があるということから、国の中央防災会議の中に「首都直下地震対策専門調査会」を設置し、防災対策に備えることとするとともに、政府における総合防災訓練の中で南関東直下の地震に備える大規模で実践的な訓練を本年9月1日の防災の日に予定しています。

学会では、全国の科学者と歴史学者が、国立歴史民俗博物館(佐倉市)を舞台に、2年間の学際的共同研究の成果による研究型企画展示を行っています。その他にも各地で大小の記念事業が行われています。

### 2 地域防災力が問われた関東大震災

関東大震災は、様々な教訓を現代に遺しています。平成7年の阪神・淡路大震災の際に、ボランティアが活動し、ボランティア元年と言われ始めたことは我々の記憶に新しいところです。政府でもその後、1月17日の前後をボランティア週間として、ボランティア活動を奨励する行事を行うに至っています。現在では災害対策基本法も改正し、ボランティアの活動環境を整備することを国・地方公共団体の責務として課すに至っていますが、関東大震災に詳しい鈴木淳東大文学部助教授によると、関東大震災時にも、ボランティア活動が熱心に行われたとのこと。この大震災直後には、全国から、青年団という形で



関東地震 本所被服廠跡(写真提供:国立科学博物館)

有志が東京に駆けつけ、被災者救護などに尽力したのだそうです。東京帝国大学の学生は、上野の山に避難した多数の被災者支援のために、学生服を着て仮設便所の穴掘りなどに携わり、それを見た周囲の人も、「帝大生が穴掘りをしているのであるから我々も参加せざるべからず」と、大いにボランティア活動が盛り上がったとのことでした。

この時期には、各省庁や東京帝国大学を始め各事業所ごとに消防隊があり、周辺の火災にも出動している事情もあったようです。「農商務省消防隊が火災鎮圧に出動」などという新聞記事が当時あったという話も伺いました。

それでも、鈴木助教授によると、この時期は、東京においては国家公務員としての常備消防を強化していく中で、従来の町火消しの流れを汲む消防組の機材整備、人員確保に力が入らず、「水道が断水する中で、水道消火栓直結用のホースと筒先しか持たなかった消防組にとって致命的な事態」となったとのことでした。そういう中で、通常の消防力では対処不可能な大災害が起こり、結局は地域の防災力の力量が試される事態となり、多大の被害を出す結果となったようです。

この大震災の中で、周囲をすべて焼かれながら必死の防火活動の結果かろうじて消失を免れて焼け残った地域がありました。それは浅草伝法院観音堂と神田和泉町・平河町の2カ所であり、浅草の防御は、消防署に加え、消防組員の指導の下、周囲の民家の破壊に加え、住民を2列に並べて池の水をバケツで送らせ火を防ぎ、神田和泉町・平河町は、全く消防隊の援助を得ずに、住民の破壊消防やバケツ類の手送りによる注水、民間会社にあったガソリンポンプによる下水水利を得ての放水、により類火を免れたのだそうです。

この大災害の歴史から見ても分かるように、大災害時には、日本全国から、「奉仕の精神」に満ちた人々が駆けつけるものである、ということと、大災害時における住民組織の防災力が如何に重要なものか、ということは、時代を問わず、真理のようです。

### 3 地域の防災力の充実に向けた取り組み

さて、今日的な視点で翻って、こうした教訓を如何に汲み取るべきなのでしょう。消防庁では、大災害時に備えた常備消防の対応力、広域応援の制度の充実という観



関東地震 浅草仲見世（写真提供：国立科学博物館）

点で、実質55年ぶりの消防組織法の改正を行い、緊急消防援助隊の法定化、その出動に対する消防庁長官の指示権の創設、指示に基づいて必要となった経費の国庫負担などの制度を導入し、常備消防の体制強化を図っています。その一方で、大規模災害になればなるほど、地域の自主的な防災力が重要になってくるという観点から、自主防災組織の充実、災害ボランティアの活動環境整備などに力を注いでおります。

地域防災に貢献できる潜在能力のある多くの人々の自助努力、助け合いの気持ちというものを、如何に育み育てていくか、気持ちはあってもどうしたらいいかわからない、災害対応のスキルがない、情報がない、訓練を受けたくても場がない、などの課題は、行政サイドにおいて体系的に整理されるべき課題であります。

### 4 防災論のせめぎ合いの克服

阪神・淡路大震災から8年を数え、あの時の災害の記憶が薄れつつあるという話を聞く機会が多くなっています。自然災害、事故災害・人的災害を問わず、巨大災害は、一定の確率で必ず生じるものです。歴史上、日本は繰り返して大災害に見舞われる宿命にあります。関東大震災時には天譴論争が世間を賑わせました。日本人には災害に関して諦めの意識が古来あり、人間の咎を天が罰したという所謂天譴説の是非の議論です。これに対して、菊池寛は「地震でなくなったのはブルジョアよりもプロレタリアートが多いので、天譴論はおかしい」、芥川龍之介も、「天譴論が正しいのであれば、渋沢栄一氏などは先ず先に罰せられなければおかしい」と述べたようです。



今は、天譴論というようなものは影を潜めています、それでも、防災にどこまでエネルギーを注ぐべきかという議論は絶えません。防災論は常に、金をかけて空振りでもよしとするか、あるいは、準備しないで大きな被害に遭うか、のせめぎ合いの様相が見え隠れします。

消防防災の分野に携わるものにとっては、こういうせめぎ合いの中で、歴史から学ぶ教訓をもとに、自らの意識次第で、自分を、家族を、そして地域社会を守れるのであると認識して頂くためにたゆまぬ努力が必要だということは事実です。防災行政は息の長さも重要なのです。

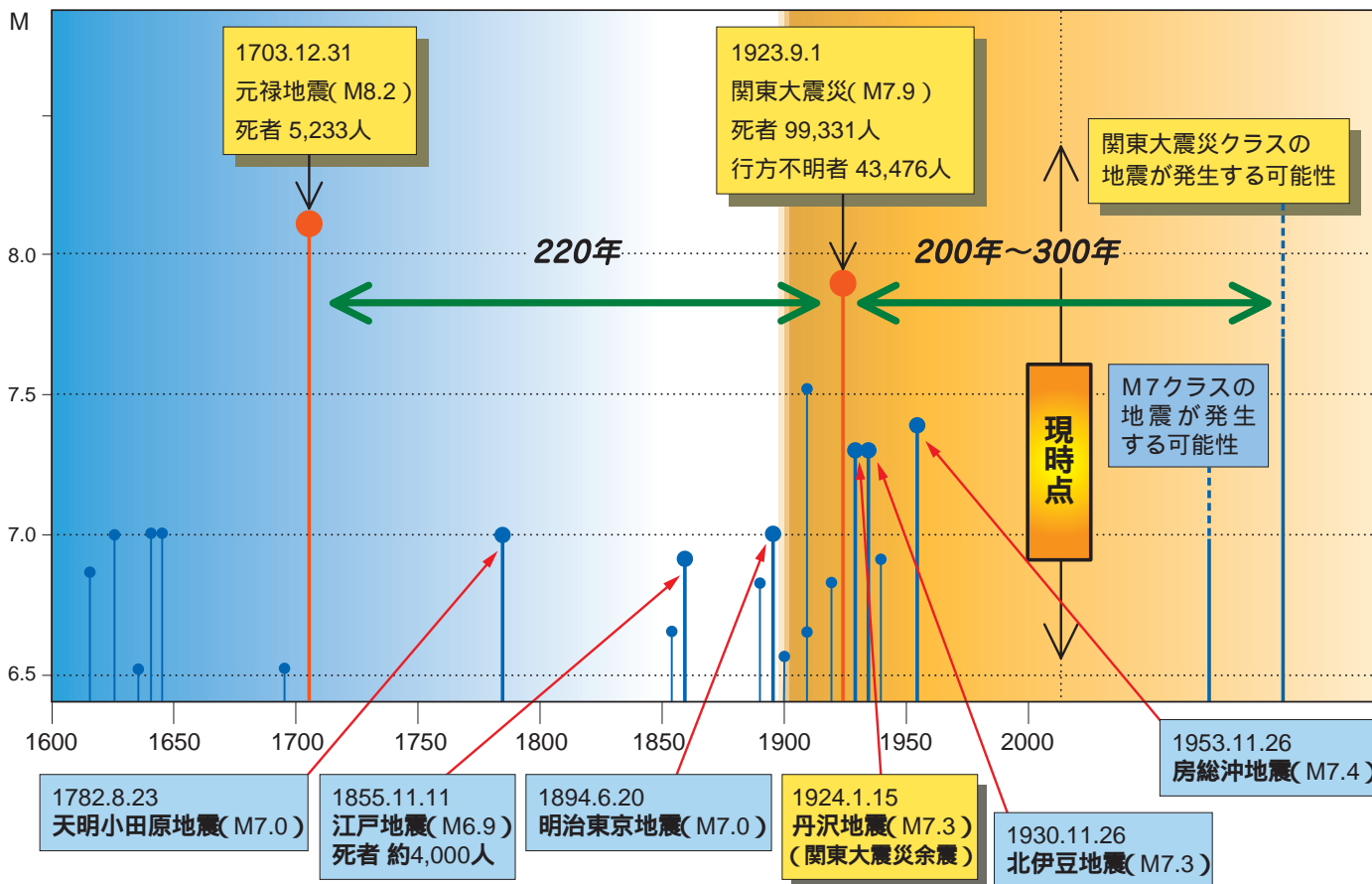
## 5 「現代の稲むらの火」を探す

平成11年10月20日の皇后陛下のお誕生日に際して「この一年間を振り返って、印象に残っていることは」との宮内記者会の質問に対するご回答の中で、皇后陛下は、「今年も天災、人災による幾つかの悲しい出来事がありました、8月に、昨年復興を宣言した奥尻島を訪れ、同時に

北檜山、瀬棚等を訪ねて、復興の様子を見聞することのできたことは嬉しいことでした。最近、災害の中でも、集中豪雨が、その集中度、雨量共にひとときわ激しいものとなり、犠牲者の出ていることが心配です。子供のころ教科書に、確か「稲むらの火」と題し津波の際の避難の様子を描いた物語があり、その後長く記憶に残ったことでしたが、津波であれ、洪水であれ、平常の状態が崩れた時の自然の恐ろしさや、対処の可能性が、学校教育の中で、具体的に教えられた一つの例として思い出されます」とおっしゃってられました。

災害対応の本質を柔和なお言葉の中で突いた至言です。学校教育に防災の問題をきちんと位置づけていくことは、防災を単に個々人のレベルの問題として扱うのではなく、更にレベルを上げ、地方公共団体、国、更には「民族の遺伝子」のシステムとして組み込んでいけるのだと感じたものです。我々の使命の一つには、「現代の稲むらの火」を探す仕事もあるのかもしれない。

### この400年間における南関東の大きな地震



# 消防・救急に関する世論調査

消防課

昭和23年の消防組織法の施行以来、市町村の消防は、地域に密着して、火災等の災害から住民の生命、身体、財産を守るため、制度、装備の充実強化を図ってきました。

一方で、社会経済情勢や国・地方の行財政を取り巻く環境の変化は著しく、これに伴い住民の消防に対する意識や期待する役割も大きく変化しています。

この世論調査は、こうした変化を的確に把握・認識して、今後の消防行政における企画・立案業務に役立て、効果的・効率的な消防体制の確立に資することを目的に、消防庁が作成した調査票に基づき、内閣府政府広報室が実施したものです。

今回の調査により、消防・救急に関する制度・施策・運用面でのこれまでの取組みに対して、住民が理解を示し、概ね良好な評価が得られていることがわかりました。

調査結果については、十分な分析を加えた上で、国・地方の適切な役割分担による消防・防災・救急体制の整備や、適切な消防力の水準をどう設定するか等に係る議論・検討の中で、基礎的な資料として積極的に活用することとしています。

全国の消防・防災機関においても、住民の安全確保と安心して暮らせる地域づくりのための、各種施策の推進に当たり、今回の調査結果を広く活用して下さるようお願いいたします。

## 調査時期及び調査方法等

### 1 調査時期

平成15年5月22日から6月1日

### 2 調査対象

- (1) 母集団 全国20歳以上の者
- (2) 標本数 3,000人  
(有効回収数(率) 2,113人(70.4%))
- (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法

### 3 調査方法

民間機関の調査員による個別面接聴取

## 調査結果の概要

### 1 消防・救急に対する印象(図1、図2)

良い印象又はどちらかといえば良い印象が計87.4%。その理由として、消火などで社会に貢献している77.9%、万が一の時に頼りになる67.4%などとなっており、消防・救急

図1 消防・救急への全般的な印象

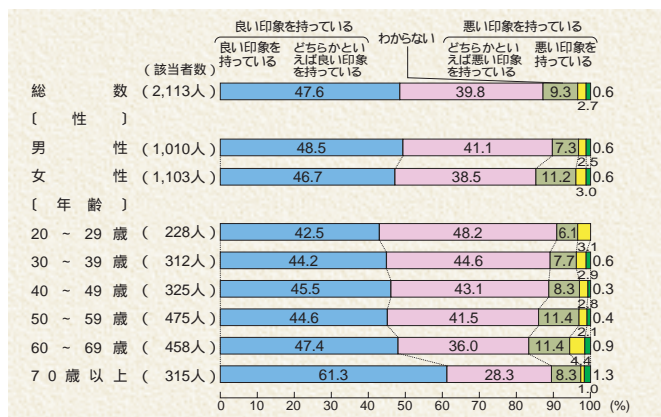
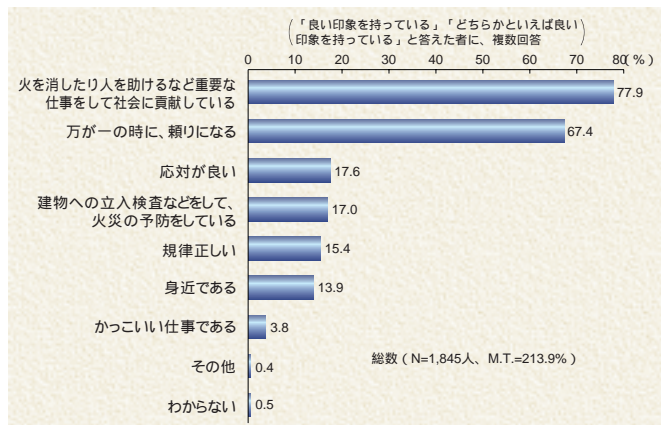


図2 良い印象の内容



に寄せる期待と信頼が、非常に高いことを表している。

## 2 消防・救急がこれまで役立ってきたこと

評価が高いものは、消火活動85.6%、救急(搬送)活動83.3%などの、災害現場での活動であり、一方で、立入検査などの火災予防21.3%、危険物規制15.9%、地震予知情報や津波情報の住民への伝達15.1%などは、評価が低くなっている(図5参照)。

## 3 どこよりも先に119番通報すべき事態

火災が84.9%、救急が77.8%、事故等の救助が57.0%である一方で、屋外での生命・身体の危険が43.4%、危険・有毒物質の漏出などの事態が42.0%と低く、消防が対応する災害の範囲について、認知度が十分ではないと言える。

## 4 消防車や救急車を要請した経験

消防車を呼んだ経験者は9.0%だが、救急車を呼んだ経



験者は42.6%と高い回答であり、救急業務が身近な行政サービスの一つとなっていることを表している。

## 5 119番通報からの到着までの時間

消防車の到着まで我慢できる範囲の時間であったが75.4%、同じく救急車の場合が79.0%と、比較的良好な評価を受けたと言えるが、同時に、消防車の到着まで我慢できない範囲の時間であったが20.4%、同じく救急車の場合で18.1%の回答があることから、その要因の分析を行い、対応について検討する必要がある。

## 6 緊急走行する消防車両の接近時の対応と、緊急走行する消防車両の印象

消防車両が近づくまでに道を譲る歩行者が74.1%、自動車は82.8%である一方で、間近に近づいたら道を譲る歩行者が16.3%、自動車が12.8%、道を譲らない歩行者が3.2%、自動車が2.0%という回答となった。また、緊急事態であり急ぐことは理解できるが84.7%、周囲の交通を止めることも理解できるが64.9%と高い理解を得た。一方で、安全への配慮が感じられるが44.6%という回答に止まったことは、緊急走行に際しての、周囲への安全配慮がより一層必要であると言える。

## 7 増加する救急需要に対して

財政措置の必要性を前提とした今後の救急需要に対応した救急体制の整備について、賛成又はどちらかと言えば賛成が計91.3%である。一方、出動件数の抑制については、反対又はどちらかと言えば反対が計55.0%と過半数を超え、将来の救急要請の増加に合わせた救急体制の整備に高い期待が寄せられていることを表している。

## 8 救急の一部有料化

比較的軽度の傷病者による救急車利用時の費用負担について、現在と同様に無料が51.1%である一方、費用の一部負担が36.5%、全額負担が4.1%と、有料化を容認する回答も4割を超えた。救急業務は国民の身近な行政サービスの一つであり、今後も多方面の意見を聞きながら、費用負担の在り方について検討する必要がある。

## 9 消防団の認知度

市町村の消防機関には、住民有志による消防団があることを知っているのは86.3%であり、消防団の存在が広く認識されていることを表している。

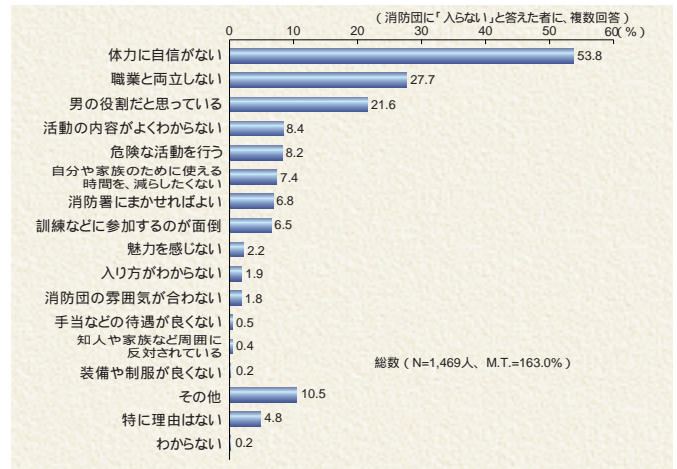
## 10 消防団への入団希望(図3)

消防団への入団の勧めに対して、入るが13.3%、すでに

入っている又は入っていたが6.3%、これらの合計が19.6%という回答は、的確な方策により、消防団員の確保に十分な可能性が見込めることを表している。

一方、入らないが69.5%で決して少なくないが、体力に自信がない53.8%、職業と両立しない27.7%、男の役割だと思っている21.6%という理由が多く、団員個々の体力、能力、希望に合わせた業務選択の導入、女性の入団の促進などにより、団員の充足と活性化を図ることができると考えられる。

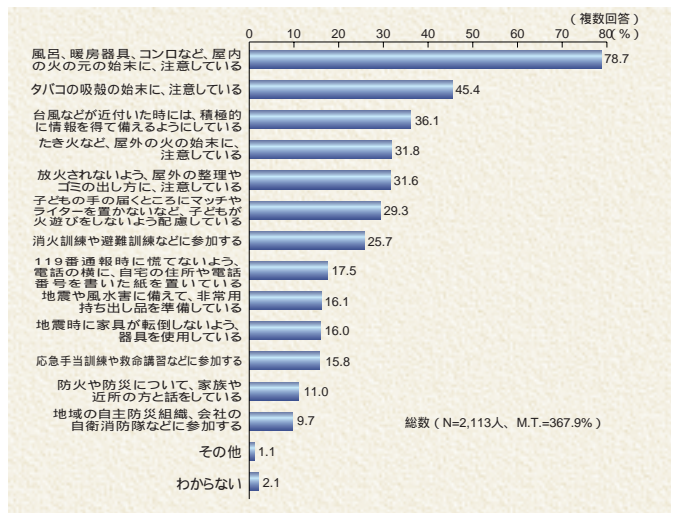
図3 消防団に入らない理由



## 11 自主防災への日ごろの心掛け(図4)

防火・防災・救急に関して日ごろ心掛けていることについては、屋内の火の元の始末78.7%をはじめ、火災予防に関する心掛けが多い反面、地震や風水害に備えた心掛けの回答が少なく、これらに関する積極的な啓発の必要が認められる。

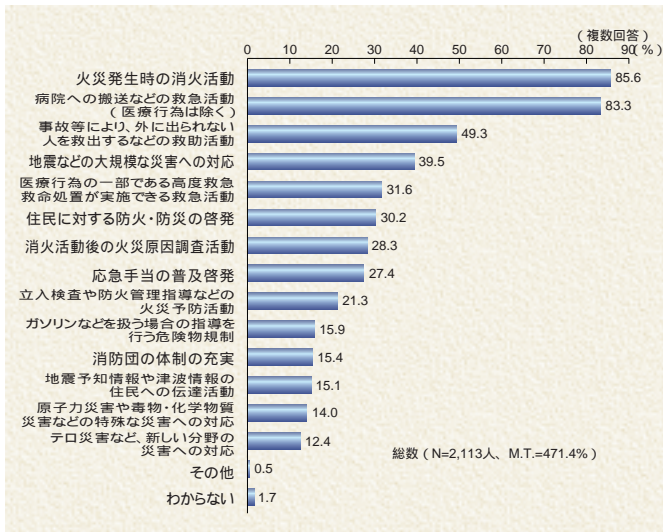
図4 日ごろから心掛けていること



## 12 自主防災組織への関心

非常に関心を持っている又はどちらかといえば関心を持

図5 消防・救急がこれまで役立ってきたこと



っているの計は62.8%であり、一定の評価ができるが、大規模地震等の災害対策として、更に住民啓発等を進める必要性が認められる。

### 13 参加したい自主防災組織

通常時では、災害に対応する知識や技術を身につける講習が38.3%、地域の人々が参加する訓練が32.1%と回答が多く、災害時では、初期消火や応急手当などの活動が39.9%、食料等の配布や避難場所の運営が30.3%と回答が多くなっている。いずれも災害発生時の実践的活動につながる活動への参加意識が高く、防災活動に対する積極的な姿勢が感じられる。

一方で、参加したいとは思わないが19.2%の回答であり地域性等も検証しながら、広く啓発等を進める必要が認められる。

### 14 一戸建て住宅居住者の住宅火災対策

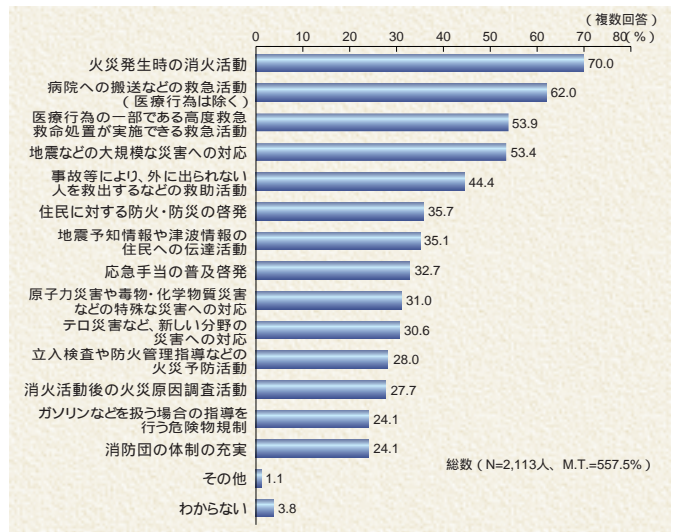
住宅火災対策用の器具の設置について、消火器は69.8%と比較的普及が進んでいるが、他の器具等の多くは10%未満であり、何もしていないが17.3%あることから、住宅火災防止を進める上で一層の啓発等を進める必要がある。

### 15 一戸建て住宅の火災防止

一戸建て住宅からの火災の発生防止対策について関心がある又はどちらかといえば関心があるが、計67.4%の回答で、関心の高さがうかがえる。

また、一戸建て住宅への住宅用火災警報器などの設置義務化について、賛成又はどちらかといえば賛成が計66.9%となっており、反対又はどちらかといえば反対の計19.8%を大きく上回っている。今後、火災警報器の設置普及のための様々な方策について検討を続ける必要が認められる。

図6 消防・救急の分野で今後力を入れるべきこと



### 16 市町村消防の認知度

消防・救急業務の実施主体について、市町村が行っていることを知っているが61.2%であり、我が国の消防制度の根幹である市町村の消防責任について、十分理解されていると考えられ、評価できるものである。

なお、東京消防庁は東京都として消防業務を行っており、東京都の住民の調査結果を除いた場合は63.4%となり、さらに認知度が高くなっている。

### 17 市町村の消防・救急体制の整備

「国が標準的な整備基準を示し、これを目安として、市町村が地域の実情にあわせた整備目標を定める」に35.3%が賛成し、これよりも国の関与が強くなる考えには28.6%が、反対に市町村の自主性を重んじる考えには20.4%が賛成している。

市町村の消防体制の整備に関しては、市町村の自主性を尊重しつつも、根幹の部分で国が基準を示していく方針で、推進すべきものとする。

### 18 消防・救急が今後力を入れること(図5、6)

前出2の「消防・救急がこれまで役立ってきたこと」の回答と対比をみると、高度救急救命処置ができる救急活動が31.6%から53.9%に、地震など大規模災害への対応が39.5%から53.4%に、地震予知情報や津波情報の伝達が15.1%から35.1%に、原子力・毒物・化学物質等に起因する特殊災害への対応が14.0%から31.0%に、そしてテロ災害など新しい分野の災害への対応が12.4%から30.6%に、それぞれ回答が大きく上昇している。

今後は、救急業務の高度化と大規模地震や特殊災害に関する業務に対して、消防行政が力を入れるべきものとの期待が高まっていると理解できる。





# 救急救命士既資格者に対する 気管挿管講習の実施

救急救助課

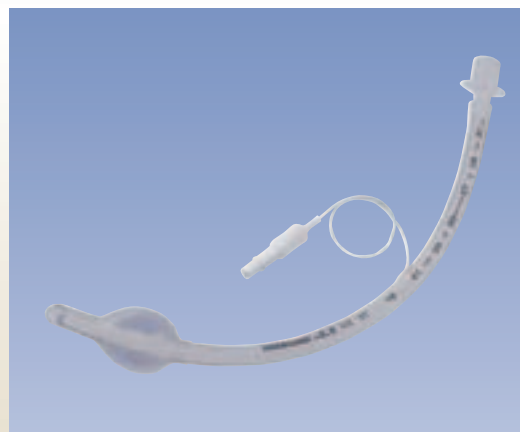
救急救命士既資格者に対する気管挿管講習の実施について平成15年7月28日付け各都道府県知事あて消防救第179号により、各消防学校を実施主体とした講習の実施をお願いしているところです。平成16年7月からの気管挿管実施に向けて、厚生労働省で検討がなされ、講習カリキュラム(案)がとりまとめられました。現在、この報告をもとに講習用テキスト等が作成され、今年中にはテキストが出版される予定であり、今年度末からはこれらの教材を用いた講習の実施が可能となる見込みです。講習は各消防機関の意向も確認した上で、その後の医療機関における30症例の実習も考慮し効率的、効果的に実施することが必要です。

## 気管挿管の一般目標

- 1 救急現場において、病態に適した適切な気道確保法を選択できる能力を身につける。
- 2 気道確保法としての気管挿管法を的確かつ安全に施行する能力を身につける。
- 3 気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 4 気管挿管はメディカルコントロール下で行われているという事を認識し、責任を持って行動する。



気管挿管人形を用いた模擬訓練



気管挿管に用いるチューブ

## 講習カリキュラム（案）

カリキュラム(案)については下記のとおりとなっている。

- 1 プレテスト《1単位》
- 2 気管挿管に必要な医学的知識《15単位》
  - 気管挿管に必要な呼吸器の構造と機能（8）
  - 口腔・咽頭・喉頭の疾患（2）
  - 心肺停止の原因となる病態（1）
  - 気管挿管の適応と中止の判断（2）
  - 気管挿管後の人工呼吸管理（2）
- 3 気管挿管法の実際《8単位》
  - 気管挿管法と各種気道確保法
  - 気管挿管後の気道吸引（上記と共で3）
  - 気管挿管後の視・聴診的確認法と誤挿管の判断（2）
  - 気管挿管困難症（1）
  - 気管挿管による合併症とその対策（1）
  - 医療機関で行われる気管挿管と救急救命士による気管挿管（1）
- 4 気管挿管とメディカルコントロール《2単位》
  - メディカルコントロール体制（1）
  - 気管挿管実施における医師 救急救命士の連携（1）
- 5 気管挿管における医療倫理《2単位》
  - 心肺停止患者における医療倫理
  - 家族への説明と傷病者の意思確認（インフォームドコンセント）
- 6 気管挿管における記録《2単位》
  - 気管挿管後の事後検証の必要性とその方法
  - 気管挿管後の救急搬送活動記録・事後検証票の記載
- 7 気管挿管における事故対策《6単位》
  - 気管挿管に伴う危険因子（1）
  - 病院前救急処置に関する法医学と法的知識（1）
  - 誤挿管時の対応（1）
  - 気管挿管合併症発症時の対応（1）
  - 国内医療機関での気管挿管訴訟事例（1）
  - 外国での気管挿管訴訟事例（1）

- 8 気管挿管のプロトコール《1単位》
  - 院外心肺停止に対する気管挿管プロトコール（1）
- 9 人形等を用いた気管挿管シュミレーション《15単位》
  - 挿管人形を用いたトレーニング実習（6）
  - 事例提示によるシュミレーション実習（9）
- 10 全身麻酔症例での気管挿管実習を行う前に必要な知識《6単位》
  - 全身麻酔の概要と手術室の運営（1）
  - インフォームドコンセントのとり方（2）
  - 手術室における感染対策（スタンダードプレコーション）（3）
- 11 試験《4単位》
  - 筆記試験（1）
  - 実技試験（3）

1単位は50分（ ）内については単位数

最大15の単位数が組み込まれている項目は医学的知識と実習シュミレーションとなっており、約半数の単位数を占めているのが特徴である。

実施にあっては各都道府県の消防学校が主体となって進められていく予定であり、講習の講師については救急医療に精通した医師、麻酔科医が想定されております。



気管挿管訓練人形



気管挿管訓練人形による実習



# 韓国大邱市における地下鉄火災現地調査

特殊災害室

わが国における地下鉄道の火災対策の検討を進めるため、次のとおり、韓国地下鉄の現地調査を実施しました。

## 1 日程

7月14日(月)~17日(木)

## 2 調査団

横浜国立大学 上原陽一名誉教授、総務省消防庁の職員、独立行政法人消防研究所の職員、国土交通省の職員等14名

## 3 訪問先

韓国行政自治部消防局（我が国の消防庁に相当）  
 韓国建設交通部（我が国の国土交通省に相当）  
 テグ広域市消防本部  
 テグ地下鉄公社 等

## 4 調査概要

今回の調査で新たに判明した事項や最新の情報で、主なものは以下のとおりです。

### (1) 死傷者の数、発生場所、死因等

ア．死傷者の人命被害：340名

1) 死者：192名

2) 負傷者：148名（うち消防隊員10名負傷）

イ．死因：窒息死及び焼死

ウ．死者の発生場所 地下2、3階：50名

対向列車客室内：142名

（放火列車客室内での死者無し）

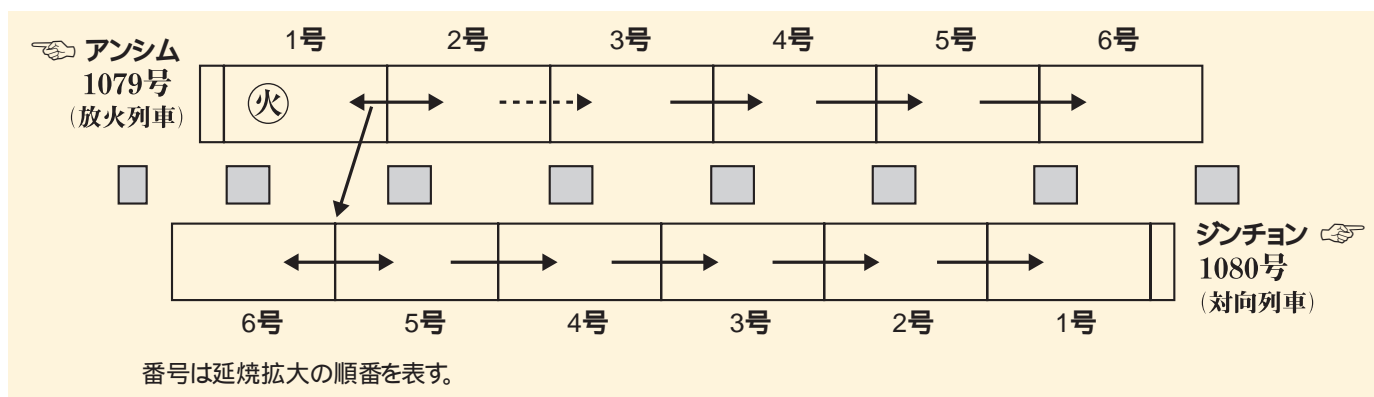
### (2) 出動隊

下表のとおり。

表 出動隊

合計	大邱広域市消防本部								消防応援隊			
	小計	ポンプ	タンク	排煙	照明	救助	救急	その他	小計	中央救助隊	慶尚北道消防本部	慶尚南道消防本部
158	119	11	21	2	4	6	42	33	39	8 (ヘリ2)	22	9

図 延焼拡大の状況



### (3) 消防活動の概要

#### ア. 消火活動

- ・先着隊到着後すぐに、ホース展開し、4番出口への進入を試みたが、黒煙及び要救助者の救助活動を併行して行ったことや空気呼吸器の交替などの問題があり、火災鎮圧が困難。
- ・追加消防隊が到着したが、急激な燃焼拡大による高熱の問題があり、地下3階の車両までの接近は困難な状況。
- ・人命救助のため、地下1、2階内、高熱除去作業（噴霧注水）を行うと同時に、人命救助作業を併行して実施。
- ・換気口、隣接駅舎の線路などから地下3階に進入、連結送水管などの消防設備を活用して積極かつ多角的な鎮圧方法を試み、13時38分完全鎮火。

#### イ. 救助活動

- ・先着隊到着と同時に人命救助活動を始め、事故当日の夕方まで救助活動を実施。
- ・多数の要救助者がいたために、非常招集された消防隊員と中央119救助隊、慶尚北道、慶尚南道消防本部の消防隊員が合同で救助活動を実施。
- ・地下1、2、3階で救助活動を実施。死亡者は、地下2、3階で発見。
- ・黒煙と熱気の中、死傷者1名を救助隊2～4名が合同で救助活動を行ったため正確な人数は把握できず、おおむね209名と推定。ただし、重複計上の可能性有。

#### ウ. 救急活動

- ・大邱広域市消防本部所属の救急車両45台の内42台が出動、15箇所の病院へ117名を搬送し、その他の死傷者は、病院などから出動した救急車により搬送。

### (4) 乗客等の避難状況

- ・火災初期においては、階段を使用して自力

で避難。

- ・消防が火災現場に到着してからは、地下1、2、3階で避難通路を探していた要救助者及び倒れている死傷者を出動した消防隊員が救助。
- ・放火による火災が発生した列車の乗客は列車外へ避難。しかし、火災が燃え移った列車は、マスターコントロールキーの除去で全ての機能がダウンしたうえ、退避放送がなく、乗客は客車内で窒息・焼死した状況。

### (5) 特記事項

車両間の連結通路扉の開閉状況が延焼速度に影響を及ぼす。

（10：50（発火後1時間経過）現在で、放火列車は、1、2、3号車のみ延焼。対向列車は連結通路扉が開放されていたため全車両に延焼。）

### (6) 今後の対応

今回の韓国の地下鉄火災事故の調査結果及び我が国の一斉点検結果の報告等を踏まえ、消防庁と国土交通省が連携して、今後の地下鉄の防火安全対策の充実に努めていきます。



火災の発生した車両内部の状況

# 6月2日発災の神戸市西区伊川谷町 住宅火災に伴う神戸市消防葬の挙行

総務課

平成15年6月2日未明、兵庫県神戸市西区伊川谷町で発生した火災現場において殉職された神戸市消防局 岡本晃始消防司令長、田中俊信消防司令長、矢野孔明消防司令、石丸祐介消防司令補の4名の方々の消防葬が、7月17日(木)13時00分から神戸市文化ホールでしめやかに執り行われました。

消防葬には若松謙維総務副大臣、石井隆一消防庁長官、白谷祐二全国消防長会会長をはじめ、兵庫県副知事、神

戸市長など多くの関係者が参列し、故人の功績を偲びました。

葬儀においては、4名の方々に対する表彰も行われ、消防庁長官から叙位・叙勲が伝達され、続いて消防庁長官表彰(特別功労章)が贈られました。また、兵庫県副知事から知事表彰、全国消防長会会長から全国消防長会会長表彰がそれぞれ贈られました。

4名の方々は、市民の生命・身体及び財産を守るため、

自らの危険を顧みることなく、建物内にいる男性1名を救出しようと勇猛果敢に任務を遂行中、突然建物の2階部分が倒壊したため下敷きとなり、壮烈なる殉職を遂げられました。亡くなられた4名の方々の崇高な精神に敬意を表し、心からお悔やみを申し上げるとともに、ご冥福をお祈りいたします。



神戸市消防葬



弔辞を読み上げる若松総務副大臣

# 15年7月18日から21日にかけての 梅雨前線による大雨の被害

震災等応急室

## 1 大雨の概況

7月後半に入ると、梅雨前線の活動が活発化し、18日には西日本の所々で日雨量が100ミリを超えました。梅雨前線は、九州北部に停滞し、19日には福岡県を中心に激しい雨が降り、日雨量は300ミリにも達し、その後、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動はさらに活発化しました。19日夜半から20日明け方にかけて長崎県、熊本県、鹿児島県を中心に局地的に非常に激しい雨が降り、日雨量は200ミリを超えました。21日には東日本から西日本にかけての広い範囲で大気的不安定な状態が続き、大分県、長崎県などで日雨量が100ミリを超えました。

## 2 被害の概要

九州地方を中心に、多くの人的・物的被害が生じました（別表参照）。

主な人的被害は、

- ・熊本県水俣市で、20日、土石流により家屋が流され、19名（消防団員3名を含む。）死亡
- ・鹿児島県伊佐郡菱刈町で、20日、住宅の裏山が崩れ、2名死亡
- ・福岡県太宰府市で、19日、土砂崩れにより1名死亡
- ・長崎県西彼杵郡琴海町で、20日、鉄砲水により、走行中の軽自動車道路沿いの川に流され、乗っていた1名死亡

となっています。

また、主な住家被害は、

- ・福岡県で、飯塚市、福岡市を中心に、全壊や床上・床下浸水等が計6,440棟となっています。

## 3 消防庁の対応

消防庁では、20日午前8時に災害対策室を設置、その後、被害の拡大に伴い、同日正午に災害対策本部を設置しました。同日夕方には、熊本県水俣市に広域応援対策官他2名を派遣し、被害情報の収集・報告、現地との連絡調整を行いました。

この他、22日には、鴻池防災担当大臣を団長とする政府調査団の一員として審議官、防災課長他1名を派遣しました。



被災現場・水俣市（宝川内集地区）

別表 主な被害状況（平成15年8月14日現在）

（単位：人、棟）

県名	人的被害			住家被害				
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
福岡県	1	4	5	26	52	68	3,305	3,308
長崎県	1	0	1	2	0	7	3	63
熊本県	19	6	3	21	1	1	132	327
鹿児島県	2	0	0	1	0	0	3	49
その他	0	0	6	1	0	80	96	466
計	23	10	15	51	53	156	3,539	4,213



被災現場・水俣市（新屋敷地区）

# 宮城県北部を震源とする地震

## 震災等応急室

### 1 地震の概要

平成15年7月26日、宮城県北部において震度6弱以上の地震が3回発生しました。

発生日時	7月26日0時13分頃	7月26日7時13分頃	7月26日16時56分頃
震央地名	宮城県北部 (北緯38.4度、東経141.2度)	宮城県北部 (北緯38.4度、東経141.2度)	宮城県北部 (北緯38.5度、東経141.2度)
震源の深さ	約12km	約12km	約12km
規模	マグニチュード5.5	マグニチュード6.2	マグニチュード5.3
各地の震度 (5強以上)	(6弱)宮城県鳴瀬町、矢本町 (5強)宮城県鹿島台町、南郷町	(6強)宮城県矢本町、南郷町、鳴瀬町 (6弱)宮城県鹿島台町、涌谷町、河南町、小牛田町、桃生町 (5強)宮城県松山町、石巻市、田尻町、古川市、米山町	(6弱)宮城県河南町 (5強)宮城県南郷町、涌谷町

### 2 被害の状況

これらの地震による主な被害は、以下のとおりです(8月15日現在)

(単位:人、棟)

県名	人的被害		住家被害		
	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損
宮城県	50	625	583	1,793	7,444
山形県	0	2	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	1
計	50	627	583	1,793	7,445

### 3 消防庁の対応

消防庁では、7月26日0時13分の地震発生と同時に災害対策本部を設置し、宮城県等に対し適切な対応及び被害報告について要請するとともに、現地の消防本部に対し直接被害情報を問い合わせ、情報収集を実施しました。また、現地に職員2名を派遣し、被害情報の収集・報告、現地との連絡調整を行いました。

また、翌27日には、鴻池防災担当大臣を団長とする政府調査団の一員として、審議官及び防災課長を派遣しました。

この他、26日から28日にかけて、緊急消防援助隊の札幌市消防局及び茨城県のヘリコプターが出動し、情報収

集活動を行うとともに、ヘリテレ映像を官邸に提供しました。



被災現場(倒壊ブロック塀)



被災現場(小学校)

# 「消防防災科学技術研究推進制度」における 平成15年度公募課題の審査結果

予防課

消防庁では、消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を推進するため、今年度、「消防防災科学技術研究推進制度」を創設しました。この制度は、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる方々から消防防災の科学技術に係る研究開発の提案を幅広く募り、優秀な提案に対して研究委託するものです。

今年度は、3月5日～4月25日まで募集を行い、消防機関、大学、民間企業等に所属する研究者から、合計131件の応募がありました。

応募課題の審査においては、消防庁内に外部の学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」を設け、研究者から提出された申請書類等の内容について評価を行いました。

その結果、今回、16件の研究課題（「平成15年度採択課題一覧表」参照）が採択されました。

これらの課題は、これから1年ないしは2、3年をかけて研究が行われることとなっており、この成果が将来の消防防災の発展に寄与することが期待されています。

## 平成15年度採択課題一覧表

研究課題名	提案機関	研究代表者名
2流体ノズルPAGを用いた水損低減型消火システムの開発研究	三菱重工業(株)	野口 真太郎
セルフスタンドにおける顧客の静電気を主因とする防火対策に係る研究	東京消防庁	江口 真
地下空間における避難と消防活動支援のための煙制御に関する研究	神戸大学	松下 敬幸
消防職員の勤務時における身体負荷に関する研究	札幌市消防局	橋本 好弘
障害となる物品を排除しながら閉鎖する防火戸の研究	京都市消防局	萬治 亮三
レスキュー工学の構築を目指した啓発活動のための核心的企画研究	京都大学大学院	大須賀 公一
高齢社会に対応した火災予防検知システムの開発	山口県産業技術センター	松本 佳昭
地域防災体制のための心理学的プログラムの構築	筑波大学	松井 豊
環境に配慮した一般火災用消火剤の開発	北九州市立大学	上江洲 一也
豪雨災害対策のための危機管理・図上訓練システム	(株)宮崎情報処理センター	大淵 達雄
防災観測機システムの研究	(社)岐阜県工業会	三橋 清通
津波による石油タンクの被害予測手段に関する研究	東電設計(株)	藤井 直樹
防災情報通信のための臨時回線用長距離・大容量無線LANの研究開発	長野県情報技術試験場	中村 正幸
消防・危機管理用具の性能に関する研究	消防・危機管理用具研究協議会	山田 比路史
消火設備を考慮した火災性状予測ツールの構築	東京理科大学	菅原 進一
複合センサによる消防隊員の携帯型位置特定システム	多摩川精機(株)	熊谷 秀夫



# 安全・安心マークが 平成15年10月1日から変わります

## 防火安全室

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機に、昭和56年5月から「防火基準適合表示制度」（適マーク制度）が実施され、旅館ホテル等を重点に防火安全対策の徹底が図られました。消防機関の指導と防火対象物関係者の理解と協力により防火安全対策の推進に高い成果が上げられました。

しかし、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機に、広く大規模な特定防火対象物及び1階段の特定防火対象物の防火管理の徹底を図るため、「防火対象物定期点検報告制度」及び同報告制度の対象とならない旅館・ホテル等を対象とした「自主点検報告表示制度」が本年10月1日から新たに導入されることとなりました。また、これに伴い、これまで通知に基づいて実施されていた適マーク制度が本年9月30日をもって廃止されることと

なりました（なお、旅館ホテル等については、引き続き3年間暫定的に適マークが表示できることとしております。）

今回、「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」が国民に幅広く定着されることを目的に愛称が次のとおり決定しました。

- 「防火対象物定期点検報告制度」に係る表示マーク  
.....「防火セーフティマーク」
- 「自主点検報告表示制度」に係る表示マーク  
.....「新適マーク」

消防庁では、違反是正支援センターと協力して次のようなリーフレットを作成し、これら新たな安全・安心マークが国民の間に幅広く定着するよう積極的に活用していきます。



告知リーフレット(表)



告知リーフレット(裏)

# 危機管理セミナー 第1回トップマネジメントコースの開催

## 消防大学校

消防大学校では、7月31日(木)・8月1日(金)の2日間にわたり、スクワール麹町において、都道府県知事、副知事、市町村長、助役等を対象とした「危機管理セミナー・トップマネジメントコース」を開催しました。

1日目は、「自治体首長としての危機管理のあり方」についての講演が行われました。講演では、廣井脩東京大学社会情報研究所教授から、自然災害の危機管理に視点を置いたお話をいただき、引き続き、小川和久(株)危機管理総合研究所長・消防審議会委員から、テロ災害の危機管理についてのお話をいただきました。いずれの講演に対しても、出席された約170名の首長等は真剣に聞き入っておられました。

2日目は、危機管理演習が行われました。この危機管理演習は、状況予測型訓練といわれるもので、提示された地震災害の季節、曜日、時刻、天候等から、訓練参加者は発災以降の役割行動や意志決定を想起することで、各人の状況対応能力を向上させるものです。この日は、約80名の訓練参加者の代表4名から、対応記入票(状況シナリオ創出型)の内容を発表していただき、これに対してコメンテーターから補足意見が述べられ、その後、活発な質疑が行われました。参加者からは災害応急時の実践力を向上させるために大いに成果があがったとの声やセミナー

の更なる充実の要望が寄せられるなど、実りある演習となりました。

今後、危機管理セミナーは、都道府県・市町村の防災担当部長、消防本部の長、次長等を対象とした「上級マネジメントコース」を11月12日から3日間の予定で、都道府県・市町村の防災担当課長・課長補佐、消防本部の課長・課長補佐、消防学校長等を対象とした「防災実務管理者コース」を12月8日から5日間及び1月19日から5日間の予定でそれぞれ開催することとしています。

### 1日目 危機管理講演会 - 自治体首長としての危機管理のあり方

講師：廣井 脩 東京大学社会情報研究所教授

小川 和久 (株)危機管理総合研究所長・消防審議会委員

### 2日目 危機管理図上演習

講師：日野 宗門 (財)消防科学総合センター研究開発部長

コメンテーター：北村 春江 前芦屋市長

魚住 好司 元神戸市消防局予防部長

務台 俊介 総務省消防庁防災課長兼

内閣官房参事官



# 本田消防少年団視察報告

## 防災課

消防庁では、平成8年度から実施している防災まちづくり大賞や昭和29年度から行っている優良少年消防クラブの表彰等をとおり、日頃から少年消防クラブの育成強化に努めております。昨年度は『BFCわたしの防災サバイバル手帳』（消防庁HPにて公開中）を作成し、都道府県などに配布しました。

本田（ほんでん）消防少年団は東京都葛飾区立石地区を中心に活動しており、昭和55年には優良少年消防クラブとして表彰されています。その本田消防少年団における防災タウンウォッチングや防災マップづくりに、消防庁防災課職員が2名、参加してきました。

本田消防少年団は、本田消防署付近の小学校、中学校を中心とした小学3年生から中学3年生の団員によって構成されています。指導員には地域の方や、過去に団員として活動し、今は社会人や大学生になっている方がいます。

当日は午前9時に本田消防署の体育館に50名の消防少年団員と指導員及び本田消防署職員が集合し、新入団員の入団式、続いて当日の活動内容の説明が行われました。その後、地震に関する講義の後に、防災タウンウォッチングが行われました。

このウォッチングは指導員1名以上が7～8名ずつの各グループを引率し、地域の危険箇所や消防設備の説明を行いました。この活動を通じて、少年団員の自分たちの町に対する防災意識とともに、地域の大人のコミュニティ意識向上にも大いに貢献しているのではないかと感じました。

午後には、ウォッチングの結果を踏まえて、地域の情報を地図に描いていく防災マップづくりが行われました。班別に写真や絵などを使いながら、確認した地区の消防設備や危険箇所等を、団員と指導員が一緒になり表していきました。

今回の本田消防少年団で行われたウォッチングとマップづくりへの参加を通じて、少年消防クラブの活動には地域の方々の協力が非常に重要であると改

めて実感しました。こういった地域を挙げての防災の取組と、幼少時の頃からの防災の取組が、うまく融合することによって、地域全体の防災意識の醸成や将来の地域における防災リーダーの育成につながっているのです。消防庁としても、このような地域ぐるみの防災活動の取組を、今後とも支援していきたいと考えております。

BFC = ボイズ アンド ガールズ ファイヤークラブ  
(少年消防クラブ)の略



紐を使用し、消防車などの通行が可能道路幅を測定する団員



防災タウンウォッチングで得た地域の情報を防災マップに描いている団員



山口県 光地区消防組合  
消防長 中村直美

「安全で安心して暮らせるまちづくり」

光地区消防組合は、昭和47年7月に発足し、翌年3月31日から業務を開始しました。構成自治体は光市、大和町、田布施町、熊毛町の1市3町で、このうち、熊毛町は市町村合併に伴い、平成15年4月から「周南市」に改名されています。

当消防本部は、山口県の東南部、光市に設置され、管内区域の海岸部は瀬戸内海国立公園の一部を含んでおり、瀬戸内特有の穏やかな気候と自然景観に恵まれています。特に光市虹ヶ浜及び室積の両海岸は白砂青松が広がる西日本有数の海水浴場として知られています。

消防本部の体制は、1本部3署に職員113名(署員は三部制)で管内面積212.79km<sup>2</sup>、人口8万9千人を災害から守るため日夜勤務しています。

消防本部庁舎は、平成15年2月末に竣工したもので、平成7年の阪神・淡路大震災以降、旧庁舎の耐震性調査を行い、種々検討の結果、新築移転の運びとなりました。

新庁舎は、16,000m<sup>2</sup>の敷地に鉄筋コンクリート造3階建て延床面積3,300m<sup>2</sup>の規模で、防災拠点施設として最大限の機能を発揮できるよう、耐震性を考慮するとともに、最新の通信指令システムの導入や防災ヘリコプターの緊急離発着場を設置するなど災害対応力の強化を図りました。



庁舎全景 (敷地面積 16,190m<sup>2</sup>、庁舎棟3階建て延べ 3,298m<sup>2</sup>、主訓練塔 7階建て延べ 118m<sup>2</sup>、副訓練塔 3階建て延べ 273m<sup>2</sup>)

また、防災意識の普及啓発の業務を効率的に推進するため、「防災センター」を庁舎に併設しました。

この施設は、県下初の体験型防災学習施設で、初期消火体験、119番通報体験、災害遭遇バーチャルシアター、地震体験、煙避難体験などの設備のほか、家庭用防災グッズの展示コーナーを設置し、子供から大人までが楽しみながら防災知識や非常時の行動力を身につけられるよう設計しました。

阪神・淡路大震災は大被害と共に多くの教訓を残しましたが、「自主防災」の考え方もそのひとつであります。地域の防災力を高めるには、住民個々の日頃の備えや防災知識が不可欠であり、防災センターの役割は重要であると考えます。

現在、防災センターには、小中学校の社会見学、防災教育をはじめ、管内・管外の団体、家族連れなど多数の来館があり、庁舎全体に活気を呈しています。

消防組合発足30周年の記念すべき年に、庁舎の新築移転が叶い、各種施設・設備が整備されましたことは誠に喜ばしく、同時に消防の使命の重大さを再認識するところです。

今後は職員一同、ますます職務に精励し、地域と一体となって「安全で安心して暮らせるまちづくり」に全力で取り組んでいきます。



防災センターの初期消火体験装置は、火災映像に向かって消火器を操作し、消火の方法を学びます。楽しみながら繰り返しチャレンジすることで、正しい消火方法が身につきます。

庁舎竣工記念行事(ひかりFDフェスタ)では、救助袋体験や濃煙迷路、ロープ渡りなどのコーナーが大人気で、会場は5千人近い観客でにぎわいました。



## 世界遺産の清水寺で「文化財防火・市民講座」を開催

京都市消防局

7月11日、恒例の「文化財防火・市民講座」を清水寺で開催した。この講座は、市民の皆さんに文化財に親しみ、文化財愛護思想と防火・防災意識を高めていただくため、昭和58年から毎年開催し、今年で21回目。参加応募者は300名を超えた。今年は「清水寺の歴史と仁王門」と題して京都府文化財保護課の白石氏による熱の入った講演に続いて、修復工事中の仁王門や本堂などの文化財施設の鑑賞を行い、参加者に貴重な文化財を災害から守る大切さを訴えた。



京都府文化財保護課 白石氏による講演

## カラーガード隊「ピーチフェアリーズ」

岡山市消防局

岡山市消防音楽隊は隊員25名、カラーガード隊5名で、「街角に防火のハーモニー」を合言葉に防火パレード、各種祭典、式典等の音楽活動を続けている。

中でもカラーガード隊は平成13年4月、5名の火災予防普及員で結成されたが、この4月、2名の普及員が交代し10月の祭典に向け猛練習に励んでいる。

「ピーチフェアリーズ」の名前は、岡山名産の白桃にちなんで名づけられた。今後、さらに音楽隊活動に花を添えてくれるだろう。



ピーチフェアリーズ

## 消防通信 望&lt;ぼうろう&gt;楼

## 原子力研修で危機管理意識をあらたに

横須賀市消防団

管内に原子力加工施設がある横須賀市南消防署管内の消防団は、実務研修として本年6月に原子力研修を実施した。放射能の基礎知識、簡易型防護服の着装、ポケット線量計・各種測定機器の使用方法などについて、消防局のNBC災害対応レスキューチームから指導を受けた。

原子力災害発生時の消防団員の活動は、主に消防隊支援のほか、地域の実情に精通しているため、住民の避難誘導等があるが、その役割・活動エリア等について再認識し、危機管理意識を新たにした。



簡易型防護服を着装した消防団員

## 消防団 エアロビクスに挑戦！

奈良市消防団

奈良市消防団では、7月13日「消防団員研修」の一環として、消防団員健康づくりセミナーを開催。セミナーでは講師を招き、脳血管障害等の防止のため、日常の食生活における留意事項などの講義を受けた後、今回初の試みとしてエアロビクスをとりいれ、運動をおこないました。最初はごこちない動きと、少々照れもあり表情も硬かった団員でしたが、時間が経つにつれ緊張もほぐれ、笑顔とともに心地良い汗を流しました。



軽やか？なステップの消防団員

# コラム

## C O L U M N

### 2003

## 包括的指示下での除細動の実施

### 救急救助課

平成15年4月1日に救急救命士法施行規則（厚生労働省令）が改正され、事後検証等メディカルコントロール体制が確立している地域においては、救急救命士は医師の具体的指示を待たずに包括的指示下で除細動を実施することが可能となりました。これにより迅速な除細動の実施による救命効果の向上が期待されています。既に一部地域から、除細動までの時間が大きく短縮し、心拍再開率も向上したとの報告や、心室細動を確認後直ちに包括的指示下で除細動を実施し、病院到着前に呼吸脈拍を回復させ、後遺症なく社会復帰された事例についても報告されています。現時点では症例数も少なく、その効果について十分に

評価できる段階ではありませんが、全政令市（13市）においては、平成15年4～5月の包括的指示下での除細動実施件数339件のうち心拍再開人員が113名で、心拍再開率が33.3%となっています。昨年同時期（274件、77名、28.1%）に比べ、心拍再開率については5.2ポイントの上昇が見られたこととなります。

しかし7月末現在、事後検証体制の未整備等の理由から、包括的指示下での除細動が実施されていない地域も一部に存在しています。これらの地域においては、事後検証体制の整備を始めとした、メディカルコントロール体制を早急に構築し、心肺停止患者の救命率の向上のために、一日も早い包括的指示下での除細動を実施できることが求められています。

また、メディカルコントロール体制については各地域において適宜、所要の見直しを図りながら、より実効性のある体制が構築されるよう推進する必要があります。今後、気管挿管の実施や研究結果によっては薬剤投与の実施が控えており、各消防機関においては救急業務の高度化に向け、医療機関等との一層の連携強化を図りながら救命効果向上に努めていくことが求められています。



除細動の訓練を行う救急隊員

#### 包括的指示による除細動の効果(政令市)

	心肺停止患者(a)	除細動実施数(b)	比率(b)/(a)	心拍再開数(c)	比率(c)/(b)
平成14年度中合計	22,546	1,886	8.4%	515	27.3%
平成14年4・5月	3,274	274	1 8.4%	77	2 28.1%
平成15年4月	1,764	168	9.5%	51	30.4%
( )は内数でVT波形		(5)	0.3%	(3)	60%
平成15年4・5月	3,399	339	1 10.0%	113	2 33.3%
( )は内数でVT波形		(6)	0.1%	(4)	66.7%

1 1.6 pointのUP

2 5.2 pointのUP

## 平成15年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練の実施

### 震災等応急室

緊急消防援助隊の合同訓練は、緊急消防援助隊発足後の平成7年11月に東京都江東区豊洲において初めて全国合同訓練が行われ、その後も隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため地域ブロックごとの合同訓練が毎年行われています。

平成15年度においては、10月から11月にかけて全国6ブロックで合同訓練が実施される予定です。

各ブロック訓練では、各種災害を想定した訓練のほか緊急消防援助隊の出動要請訓練、ヘリコプターテレビ電送

による画像送信訓練を実施する予定です。

特に近畿ブロックにおいては、情報の収集・伝達、参集、災害活動に係る図上訓練及び課題討議を実施するなど新しい試みも行われる予定です。

消防庁としては、今後ますます複雑多様化する災害に迅速に対応するため、緊急消防援助隊の全国合同訓練及びブロック合同訓練の積極的な推進に努めるとともに、登録部隊数の拡充や資機材の充実など緊急消防援助隊の体制強化を図っていきます。

平成15年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練開催予定

ブロック	開催時期		開催地
北海道・東北	野営訓練	11月6日(木)	(野営・合同訓練会場) 新潟県新潟市「産業振興センター前空地」
	合同訓練	11月7日(金)	
関東	野営訓練	10月27日(月)	(野営・合同訓練会場) 山梨県甲府市「県営小瀬スポーツ公園」
	合同訓練	10月28日(火)	
中部	野営訓練	10月9日(木)	(野営訓練会場) 岐阜県大垣市「大垣市総合体育館」 (合同訓練会場) 岐阜県大垣市「ソフトピアジャパン駐車場」
	合同訓練	10月10日(金)	
近畿	情報収集・伝達、 参集、図上訓練など	10月30日(木)	(合同訓練会場) 兵庫県神戸市内の各会場
	実働、図上訓練	10月31日(金)	
中国・四国	野営訓練	10月16日(木)	(野営・合同訓練会場) 広島県呉市「呉大学内」
	合同訓練	10月17日(金)	
九州	野営訓練	10月8日(水)	(野営・合同訓練会場) 宮崎県宮崎市「生目の杜運動公園」
	合同訓練	10月9日(木)	



平成14年度ブロック合同訓練より

# ガス機器による火災及びガス事故の防止

## 予防課・危険物保安室

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくてはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

### 1 ガス機器の正しい取付け

ガスコンロやガスストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取り使用してください。

ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

### 2 ガス機器の正しい取扱い

ガス機器を点火したときは、必ず火がついたかどうか確かめてください。

ガスコンロを使用し、揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をやる際には絶対にその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間であってもコンロの火を必ず消してください。

煮炊き等をする際も、鍋に火を付けたら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のしすぎによる空焚き等がないように注意してください。

コンロの周囲は、整理・整頓に努め、可燃物等に火が燃え移らないように注意してください。

### 3 十分な換気

ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。

ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、鳥が巣を作るなど物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じ

たら、直ちに排気筒が正しく取り付けられ、正常な状態にあるか点検してください。

### 4 ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気づいた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

### 5 地震が発生した時の注意

ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたコンロ、湯沸器などは、確実に消火してください。

プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

### 6 安全装置付ガス機器の使用

ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス漏れ警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」、揚げ物等の調理中に油の温度が上がりに過ぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」などの安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。

安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤って倒した時に自動的に消火する「耐震自動消火機能」のほかに、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」などがついているものがあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。

不明な点がありましたらガス会社、プロパンガス販売店あるいは最寄りの消防署に相談して、ガスを正しく使いましょう。



# 火山災害に対する備え

## 防災課

日本は、世界有数の火山国であり、火山活動に伴う災害がこれまでもたびたび発生しています。最近でも、北海道有珠山や東京都三宅島での噴火等が発生していますが、こうした火山災害に備えるため、国や地方公共団体では、避難施設や防災行政無線などの整備、ハザードマップの作成及び住民に対するその周知、防災訓練の実施、情報収集・伝達体制や避難誘導體制の整備、観光客・登山者への周知など、防災体制の強化に努めています。



### 1 日頃からの心構えと準備

- (1) 火山活動は、溶岩流、火砕流、土石流、泥流や噴石、火山灰、火山ガスのほか、山崩れや津波など、火山の性質及び地域の特性に応じて様々な災害をもたらします。それぞれの特徴を知り、いざというときの対応力を身につけておきましょう。
- (2) テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報等の火山情報に耳を傾ける習慣をつけておきましょう。
- (3) 根拠のない流言に惑わされず、公的機関が発表する正確な情報に基づいて行動しましょう。



### 2 噴火が始まったら

- (1) 災害の状況を軽く見ず、防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合は速やかに従いましょう。なお、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示を待つことなく、自主的に避難しましょう。

- (2) お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方のいる家庭は、特に早めに避難しましょう。
- (3) 火砕流・土石流は速度が速いため、流れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれてしまいます。流路から直角へ遠ざかる方向に避難しましょう。
- (4) 噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身を寄せましょう。
- (5) 海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生することがあるので、防災関係機関の情報に注意するとともに、危険を感じたら高い所へ避難しましょう。



### 3 噴火が落ち着いても

- (1) 警戒区域が設定されたり、避難勧告が出されている場合には、解除されるまでその対象地域に立ち入らないようにしましょう。
- (2) 山腹に積もった火山灰等が、降雨によって流れ下ることがあるので土砂災害に注意しましょう。



1993年6月24日午前5時30分頃 島原市千本木地区に流れ込む火砕流  
撮影者：中田節也氏

# 消防における国際協力の推進

## 救急救助課

消防庁では、災害から生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省・国際協力事業団等と連携・協力の下、消防分野の国際協力・交流を次のとおり実施しています。

**国際協力(開発途上諸国への消防技術協力)**：研修員受入れ(集団研修、個別研修)、専門家派遣、技術協力プロジェクト、無償・有償資金協力、消防事情調査等

**国際交流**：トップマネージャーセミナー、日韓消防行政セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等

**消防分野の国際的なルールづくりへの対応**：消防用機械器具等に係る国際規格等

**消防科学技術の研究**：国際共同研究、外国研究者の受入れ、国際研究会議への参画

**国際緊急援助活動**：国際消防救助隊

今年度の予定として、集団研修については、  
火災予防技術研修(5名)：9月16日～11月14日  
救急救助技術研修(11名)：8月4日～10月10日  
消火技術研修(9名)：7月14日～10月14日  
のスケジュールにより実施することとしています。

専門家派遣については、昨年の8月から開始されている「バルバドス・カリブ災害管理プロジェクト」に長期専門家1名の消防職員を派遣しているところであり、この他に



集団研修における訓練(北九州市消防局提供)

も「市民保護・防災・災害対策」のため、平成12年度からマダガスカルに長期専門家1名、「タイ・外傷センタープロジェクト」に短期専門家1名等を派遣しており、今後も随時専門家や調査員の派遣を予定しています。

さらに、協力期間中に消防関係者・市民・企業関係者を対象に合計258回、延べ21,631名に対する研修が実施されるなど、北京市の消防対策の改善に大きな効果を挙げ、平成14年9月30日をもって終了した「中国・北京消防訓練センタープロジェクト」に対しては、フォローアップ事業として1名の長期専門家と2名の短期専門家を派遣しています。

一方、海外での大規模災害発生時における国際緊急援助活動として、5月に発生したアルジェリア地震災害に対して17名の国際消防救助隊を派遣し、現地の倒壊ホテルから生存者1名を救出するなど大きな成果を挙げました。その際、現地で共同作業を行ったトルコ救助隊に、平成13年度に集団研修を受講した隊員がいたことから両国救助隊が連携し、より効果的な救助作業が行われました。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった国際協力の趣旨に合致するものであり、「顔の見える援助」、「参加型の協力」として近年の国際情勢からその重要性はますます大きくなってきており、これらを積極的に実施していくことが期待されています。



アルジェリアでの救助活動(国際協力事業団提供)

# 地震発生時の出火防止

## 震災等応急室

### 1 地震発生と二次災害

地震災害では、地盤の震動、隆起、沈降、地割れ等地盤の変位、地盤の液状化、津波の発生等が被害の発端となります。

これらは、一次被害として建物、擁壁、危険物施設、電力・ガス・水道施設、公共施設、道路・橋梁等の破壊等を引き起こし、人命にも大きな影響を及ぼします。

この一次被害はさらに地震火災、可燃性ガスまたは有毒ガスの拡散、地震水害等の第二次災害を引き起こします。

このうち地震による火災は、同時に多発し、種々の要因が重なりあって大火となり、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあります(図「地震火災と延焼との関連」参照)。

また、地震火災は出火件数・発災時刻・地理的条件等の差異により様相も種々であることに留意する必要があります。

### 2 過去の災害例

関東大震災(1923年(大正12年)9月1日)

火の使用が集中する昼食時であったこと、低気圧のため風が強かったことなどから、特に東京では総戸数の約70%強に相当する31万6千戸の家屋が焼失しました。

新潟地震(1964年(昭和39年)6月16日)

石油タンクから油が漏れ、そこに引火して周辺の住宅に延焼しました。

十勝沖地震(1968年(昭和43年)5月16日)

石油ストーブが火災原因の一つとなっています。

宮城県沖地震(1978年(昭和53年)6月12日)

化学薬品が火災原因となっています。

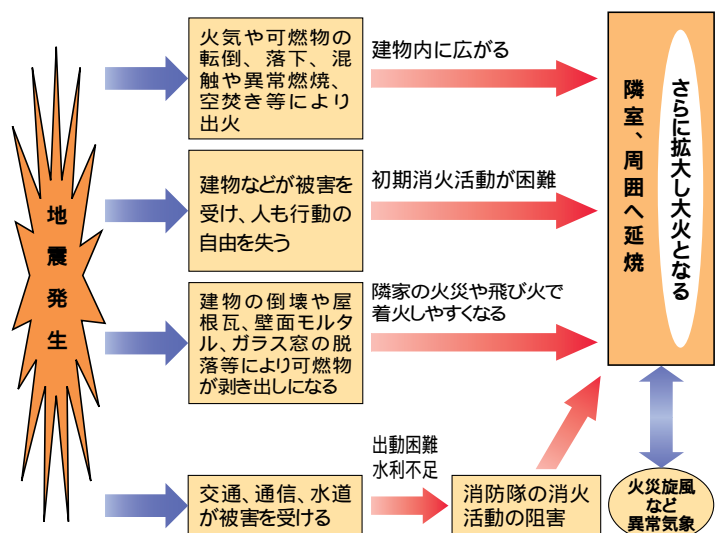
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)1995年(平成7年)1月17日)

冬期間であったこと、老朽化した木造家屋や商店街が密集する地域で火のまわりが早かったこと、地震により停電し、再通電後に電気ストーブ等暖房器具や観賞魚用ヒーターの周囲の可燃物が加熱し着火、火事に結びついたことなどが火災の原因としてとりあげられています。この火災では、65万m<sup>2</sup>が焼失しています。

### 3 火気等の始末が大切

私たちの生活では、食事をするときには主として火や電気コンロを使います。寒いときにはストーブ等の暖房器具を使います。衣類にはアイロンをかけます。これら全て地震が起こったときには、火災を発生させる原因になる可能性があります。地震が起こったときには、まず身の安全を確保し、火の始末、電源の遮断等を行うことも十分気を付けましょう。地震の揺れが小さくなり、行動できる程度の状況になったら直ちに火等の始末をしましょう。

図 地震火災と延焼の関連



### 次のようなことに心がけましょう

- 1 アイロンをかけながら台所でガステーブルを使用するなど、一人で同時に多くの火気を取り扱うことはせず、すぐに火の始末のできる範囲で火気を使用しましょう。
- 2 地震により停電した場合には、ブレーカーを切り、電気が復旧した際には、電気器具の安全を十分に確認してからブレーカーを入れるようにしましょう。
- 3 家具などは金具で固定し、転倒しないようにしておきましょう。石油ストーブは「耐震自動消火装置付き」のものを使用し、消火装置が正常に作動するかを点検しておきましょう。
- 4 日頃から消火器や三角バケツなどは使いやすいところに備えておきましょう。
- 5 実際の災害時に冷静に行動がとれるよう地元で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。

## 消防職員の防災訪問による 住宅用火災警報器の設置推進

住宅火災(共同住宅、店舗併用住宅を含む。)による死者(放火自殺者等を含む。)は、消防庁がまとめた「平成14年における火災の概要(概数)」によれば、建物火災による死者1,418人のうち1,274人、89.8%と高い割合を占めています。その住宅火災による死者の中でも、特に65歳以上の高齢者の死者は602人、47.3%と、他の年齢層に比べ発生率が極めて高く、高齢化社会の進展とあいまって、住宅防火対策の推進が消防行政の重要な課題になっています。

消防庁では、平成13年4月に新たに「住宅防火基本方針」を策定し、高齢者等を中心とした死者のより一層の低減を図るため、住宅用防災機器等推奨制度及び住宅防火安心マークなどを活用した住宅用防災機器の普及促進を行っています。さらに、個人や地域における住宅防火対策の支援に重点を置いた具体的な施策を積極的に推進しています。これにより、平成22年度を目標に、放火自殺者等を除く住宅火災による死者発生数を、平成12年度の状態から予測される死者発生数の半数に低減・抑制することを目指しています。

このようななか、全国の消防機関は地域の実情に応じた住宅防火対策に取り組んでおり、その一例として、横浜市消防局が本年6月から実施している住宅用火災警報器の設置普及を重点項目とした防災訪問を紹介します。

防災訪問はまず、独居高齢者宅や要介護高齢者宅を訪れ、横浜市消防局が作成した冊子「消防職員による防災訪問と住宅用火災警報器給付のご案内」を配布します。この冊子には、住宅用火災警報器の効果、設置費用の補助制度及び消防職員が設置普及のために防災訪問を行っていることが説明されています。

これを受けて消防職員による防災訪問を希望した高齢者には次のことを説明し、制度の周知等を図っています。

生活環境に適した住宅用火災警報器の機種や設置場所等についてのアドバイス

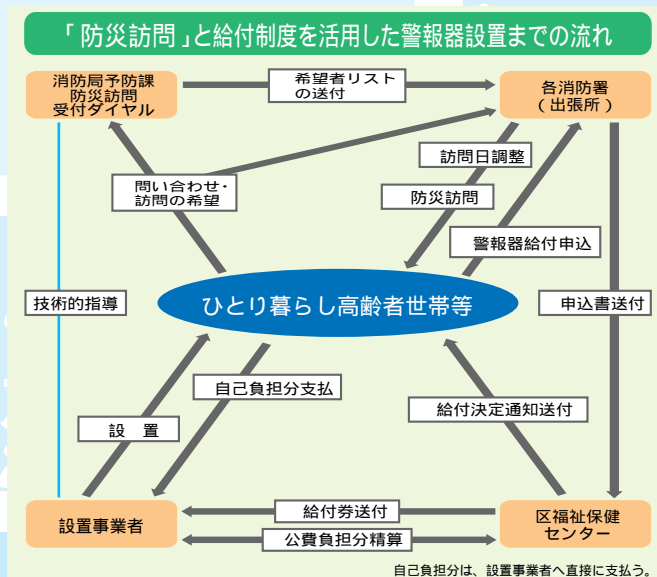
福祉保健サービスとして原則2台までの住宅用火災警報器の設置費用の9割の補助(利用上限2万475円・消費税込み)制度の説明

の補助申請手続を防災訪問時に行うなどの手続の簡素化

なお、平成15年2月25日から5月31日までに横浜市消防局が試験的に行った防災訪問では、まず独居高齢者宅3,000世帯に冊子を先に送付し、その後防災訪問を希望した445世帯を消防職員が訪問、そのうちの393世帯から合計651台の設置申し込みがありました。これまでの福祉保健サービスとしての独居高齢者世帯等への日常生活用具給付・貸与事業においては、火災警報器設置補助は年間約10例に留まっていたましたが、消防職員による専門的なアドバイスと、その場で申込書を受け取るなどの手続きの簡素化等の新しい試みが、住宅用火災警報器の潜在的な需要を掘り起こしたといえそうです。

横浜市消防局ではこの試験的な防災訪問でその普及効果を確認し、本年6月から事業を本格化させました。平成15年度内には、高齢者世帯や障害者世帯のうち、喫煙者など優先的に住宅用火災警報器が必要と判断される世帯1万強のうち20%の世帯への設置普及を目標に防災訪問を積極的に実施しています。これにより、住宅火災件数を過去10年平均の370件から5%減に、住宅火災による死傷者数を過去10年平均の136人から10%減にすることを目指しています。

住宅用火災警報器の設置普及は、住宅火災による死傷者の発生を防止するための施策として大いに期待されています。全国の消防機関による住宅用火災警報器の設置普及への一層の取り組みが期待されるところです。



(近代消防社 編)

## 第 8 回

# 防災まちづくり大賞 大募集！

防災課

地域の防災力の向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むなどハード、ソフトの両面から防災に配慮したまちづくりを進めることが大切です。

このため、地方公共団体や地域のコミュニティ、事業者等が行っている防災に関する様々な創意工夫を凝らした取組や継続的な取組、地域独自の取組などのうち、特に優れたものを表彰する「防災まちづくり大賞」を、今年度においても実施します。

なお、防災以外に福祉など、複合的な活動についても、表彰の対象になります。

また、表彰事例等の優良な事例については、事例集及びパンフレット等に掲載し、全国に幅広くPRします。過去の表彰事例については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)、財団法人消防科学総合センターホームページ上で紹介していますので、是非ご覧ください。



防災まちづくり大賞シンボルマーク

### 1 応募方法

財団法人消防科学総合センターホームページ (<http://www.isad.or.jp/>) 掲載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて右記まで郵送してください。

なお、応募様式と記載要領は、各都道府県消防防災主管課でも入手できます。

詳しくは、右記までお問い合わせください。

### 2 表彰の種類及び表彰事例数

- ・総務大臣賞 (2事例程度)
- ・消防庁長官賞 (3事例程度)
- ・消防科学総合センター理事長賞 (5事例程度)

表彰団体については、パソコン、デジカメ、テレビ、ビデオデッキ等の副賞を用意  
(総務大臣賞：10万円相当、消防庁長官賞：5万円相当、消防科学総合センター理事長賞：3万円相当)

### 3 締切

平成15年9月12日(金) 必着

### 4 応募先及び問合せ先

**応募先**：財団法人消防科学総合センター  
研究開発部調査研究課 小松  
〒181 - 0005 三鷹市中原3 - 14 - 1  
電話 0422 - 49 - 1113  
FAX 0422 - 46 - 9940  
e-mail machi@isad.or.jp

**問合せ先**：財団法人消防科学総合センター  
研究開発部調査研究課 小松  
：総務省消防庁防災課 藤村  
電話 03 - 5253 - 7525

(主催) 総務省消防庁、財団法人消防科学総合センター

(後援) 日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟、社団法人日本新聞協会

# 7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情第116号	平成15年7月4日	各都道府県消防防災 主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年（1月～3月）における火災の概要（概数） について
消防情第121号	平成15年7月4日	各都道府県消防防災 主管部長	消防庁防災情報室長	建築費指数について（通知）
消防安第114号	平成15年7月7日	各都道府県消防主管 部長	消防庁防火安全室長	ガスエンジン式及びガスタービン式常用発電設備並 びにガスコージェネレーションシステムに係る発電 部分の取扱いについて
消防情第135号	平成15年7月22日	各都道府県消防防災 主管部長 各市画像伝送システ ム主管局長	消防庁防災情報室長	官邸危機管理センターからマスコミへの映像提供に ついて
消防消第125号	平成15年7月23日	各都道府県消防防災 主管部長	消防庁消防課長	平成14年度消防団地域活動表彰・全国消防団員意見 発表会報告書「地域が協力し合う消防団活動を考え る～魅力ある地域づくりのために～」について
消防安第132号	平成15年7月24日	各都道府県消防主管 部長	消防庁防火安全室長	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関す る特別措置法第8条の規定の施行に伴う総務省関係 省令の整備に関する省令の施行について
消防救第178号 医政発 第0728010号	平成15年7月28日	各都道府県知事	消防庁次長 厚生労働省医政局長	メディカルコントロール体制の整備について
消防救第179号	平成15年7月28日	各都道府県消防防災 主管部長 各消防学校設置市長	消防庁救急救助課長	救急救命士既資格者に対する気管挿管講習の実施等 について
消防消第126号	平成15年7月31日	各都道府県消防防災 主管部長	消防庁消防課長	「消防・救急に関する世論調査」報告書の配布につい て

## 消防庁人事

平成15年7月31日付

氏名	新	旧
長尾 一郎	出向（総務省大臣官房付へ）	総務課理事官 併任 防災課防災情報室理事官
江原 浩仁	退職（東京消防庁救急部救急管理課へ）	救急救助課救急企画係長
石川 義彦	退職（東京消防庁警防部特殊災害課特殊災害係長へ）	救急救助課救助係長 併任 救急救助課航空係長
石川 増弘	退職	消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授

平成15年8月1日付

氏名	新	旧
三好 勝則	出向（総務省自治行政局自治政策課長へ）	消防課長
幸田 雅治	消防課長	総務省自治大学校部長教授
高橋 徹	消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授	総務省大臣官房付
山本 倫彦	出向（総務省自治行政局地域振興課へ）	消防課
内海 隆明	消防課	総務省大臣官房秘書課
佐藤 健五	併任 防災課課長補佐	予防課課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐
宮脇 浩史	防災課主査	鳥取県農林水産部農政課
柿原 謙一郎	防災課防災情報室課長補佐	総務省人事・恩給局参事官補佐
古木 康友	救急救助課企画係長	東京消防庁深川消防署救急係主任
菅野 晃一	救急救助課救助係長 併任 救急救助課航空係長	東京消防庁本郷消防署調査担当係長
徳大寺 祥宏	出向（総務省自治財政局交付税課へ）	救急救助課
森中 高史	救急救助課 併任 防災課	総務省大臣官房秘書課

## 広報テーマ

9 月		10 月	
小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ 暫定適マーク制度と自主点検報告表示 制度のお知らせ 原子力防災への取り組み	防火安全室 救急救助課 防火安全室 防火安全室 特殊災害室	平成15年度緊急消防援助隊ブロック合 同訓練の実施 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 消防における国際協力の推進 地震発生時の出火防止	震災等応急室  (予防課 危険物保安室) 防災課 救急救助課 震災等応急室

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社